

(3) 扶養控除等（異動）申告書と源泉徴収簿との照合

扶養控除等（異動）申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の内容が各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に正しく記入されているかどうかを確認めます。

なお、扶養控除額などの計算は、この欄の記載に基づいて行うことになりますので、正確に記入しておく必要があります。

〔記載例〕 源泉徴収簿（上記の扶養控除等（異動）申告書の場合）

扶養控除等の申告	申告の有無 (有・無)	源泉控除対象配偶者 当初 (有・無)	一般の扶養親族 当初 1人	特定扶養親族 当初 人	老人扶養親族		障害者等 当初 人	該当するものを○で 囲んでください。	従たる給与から 控除する源泉 徴収対象配偶 者・扶養親族 の合計数 当初 人	配偶者の有無 (有・無)
					同居老親等 当初 人	その他 当初 人				
								・一般の障害者 本人・配・扶(人)		
								・特別障害者 本人・配・扶(人)		
								・同居特別障害者 配・扶(人)		
								・寡婦・特別の寡婦		
								・寡夫		
								・勤労学生		

(注) 源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して、税務署から給与の支払者に配布しているものですが、以下の説明は、便宜上この源泉徴収簿の様式を用いて行うことにします。

2-2 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認

(1) 配偶者控除等申告書の受理

配偶者控除又は配偶者特別控除は、各人から提出された配偶者控除等申告書に基づいて行うことになっていますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時まで提出を受けてください。

(注) 非居住者である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、配偶者控除等申告書にその旨を記載した上で、その申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して給与の支払者に提出をするか、又はその申告書の提出をする際に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提示する必要があります。

なお、扶養控除等（異動）申告書を提出する際に、非居住者である配偶者に係る「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出は不要です。

(2) 配偶者控除等申告書の内容の確認

配偶者控除等申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

配偶者控除とは

配偶者控除とは、所得者（合計所得金額が1,000万円以下の人に限ります。）が控除対象配偶者を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円（配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、48万円）を限度として、所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、配偶者の合計所得金額が38万円を超えるときは、配偶者控除の適用は受けられません。

(注) 1 配偶者特別控除の適用を受けている人は、配偶者控除の適用を受けることができません。

2 所得者本人の所得が給与所得だけの場合、本年中の給与の収入金額が1,220万円を超えるときは、合計所得金額が1,000万円を超えることとなります（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。

3 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円を超えるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については108万円を超えるときは配偶者控除の適用は受けられません。

〔注意事項〕

1 ここでいう「配偶者」には、他の所得者の扶養親族とされる人、青色事業専従者等は含まれません（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。

1 所得者の合計所得金額の見積額の計算（＊１）

「合計所得金額の見積額の計算表」欄の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄により計算した各所得の合計額を「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄に転記します。

2 所得者の合計所得金額の区分の判定（区分Ⅰ）

上記１で転記した金額を基に「判定」欄の「900万円以下（Ａ）」、「900万円超950万円以下（Ｂ）」又は「950万円超1,000万円以下（Ｃ）」の該当する□にチェックを付け、Ａ、Ｂ又はＣの判定結果を「区分Ⅰ」欄に記載します。

3 配偶者の合計所得金額の見積額の計算（＊２）

「合計所得金額の見積額の計算表」欄の「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄により計算した各所得の合計額を「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄に転記します。

4 配偶者の合計所得金額の区分の判定（区分Ⅱ）

上記３で転記した金額及び「老人控除対象配偶者（昭和25. 1. 1 以前生）」欄を基に「判定」欄の「38万円以下かつ年齢70歳以上（昭25. 1. 1 以前生）」、「38万円以下かつ年齢70歳未満」、「38万円超85万円以下」又は「85万円超123万円以下」の該当する□にチェックを付け、①、②、③又は④の判定結果を「区分Ⅱ」欄に記載します。

5 「控除額の計算」欄の表に、上記２の判定結果（Ａ～Ｃ）及び上記４の判定結果（①～④）を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

6 上記５により求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載します。

（注） 区分Ⅱが①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に該当する控除額を記載し、区分Ⅱが③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に該当する控除額を記載します。

〔参 考〕 所得の種類・収入・必要経費の範囲等

所得者及び配偶者の合計所得金額を計算する場合の所得の種類・収入・必要経費等は、次のとおりです。これにより求めた所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

また、配偶者の合計所得金額が38万円を超える場合には配偶者控除の適用を受けることができず、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合又は123万円を超える場合には配偶者特別控除の適用を受けることができません。

1 給与所得

- (1) 俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は、給与所得となります。
- (2) 給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額となります。
なお、給与等の収入金額が161万9千円未満のときは、給与所得控除額は65万円（給与等の収入金額を限度とします。）となります（84ページ参照）。

2 事業所得

- (1) 農業、林業、水産養殖業、製造業、卸売業、小売業や金融業などのサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。
- (2) 事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、上記事業の収入を得るために必要な売上原価や販売費・一般管理費その他の費用です。
- (4) 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人（家内労働者等）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、65万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。

3 雑所得

- (1) 原稿料や印税、講演料、放送出演料、貸金の利子、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得や恩給（一時恩給を除きます。）、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等は、雑所得となります。
- (2) 雑所得の金額は、次の①と②を合計した金額となります。
 - ① 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
〔公的年金等に係る雑所得の金額が123万円以下となる場合〕

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	公的年金等控除額
65歳以上の人	2,430,000円以下	120万円
65歳未満の人	1,300,000円以下	70万円
	1,300,000円超 2,140,000円以下	(a)×25%+37万5千円

（注） 年齢65歳以上の人とは、昭和30年1月1日以前に生まれた人をいいます。

- ② 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額
- (3) 家内労働者等の必要経費の特例については、2の事業所得の(4)と同様です。

4 配当所得

- (1) 配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子（株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除きます。）を控除した後の金額となります。
- (2) 配当所得のうち、次のものについては収入金額に含まれません。
 - ① 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配
 - ② 確定申告をしないことを選択した④上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、⑥公募証券投資信託の収益の分配（特定株式投資信託及び公社債投資信託を除きます。）、⑦特定投資法人の投資口の配当等、⑧公募投資信託の収益の分配（証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）、⑨公募特定受益証券発行信託の収益の分配、⑩特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当（公募のも

のに限ります。)及び⑧これら以外の配当等で1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数(最高12か月)を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

5 不動産所得

- (1) 不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。しかし、借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金などについては譲渡所得や事業所得になるものがあります。
- (2) 不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費や借入金利子などです。

6 退職所得

- (1) 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得のほか、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものもあります。
 - (2) 退職所得の金額は、収入金額から次の退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額となります^(注1)。
 - ① 勤続年数が20年以下の場合……40万円×勤続年数(80万円に満たない場合には80万円)
 - ② 勤続年数が20年を超える場合……800万円+70万円×(勤続年数-20年)
- (注)1 退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合には、退職所得の金額は、収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となります。
- 2 障害者になったことに直接基因して退職した場合には、上記①又は②の金額に100万円を加算します。

7 1～6以外の所得

その他の所得には、次のようなものがあります。

- ・譲渡所得…土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得
- ・山林所得…山林(所有期間5年超)の伐採又は譲渡による所得
- ・一時所得…賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金(営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。)、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得
- ・総合課税又は申告分離課税の対象となる利子所得

(注) 源泉分離課税の対象となる利子等は、収入金額に含まれません。

また、申告分離課税の対象となる特定公社債等に係る利子等のうち、確定申告をしないことを選択した利子等は、収入金額に含まれません。
- ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得

(注) 確定申告をしないことを選択した配当等は、収入金額に含まれません。
- ・申告分離課税の適用を受けた一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等

(注) 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、収入金額に含まれません。
- ・先物取引に係る雑所得等

(3) 配偶者控除額又は配偶者特別控除額の源泉徴収簿への記入

配偶者控除等申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の記載に基づいて、配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を各人の源泉徴収簿の「配偶者(特別)控除額⑤」欄に記入します。また、「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄に記載されている金額を源泉徴収簿の「配偶者の合計所得金額」欄に記入します。

〔記載例〕 配偶者控除等申告書と源泉徴収簿への記入

(令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書)

令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書									
所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	配					
	給与の支払者の法人番号 22334455667788			山 川 太 郎					
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町 3-3		あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7						
◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません。 ◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。									
あなたの本年中の*1 合計所得金額の見積額 4,951,500 円 判定 ☒ 900万円以下(A) ☐ 900万円超950万円以下(B) ☐ 950万円超1,000万円以下(C)				区分 I A (左のA~Cを記号)					
配偶者 控 除 等 申 告 書	(フリガナ) 名 ヤマカワ アキコ	個人番号 7,788,990,011,222	生年月日 昭和51年10月5日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額*2 300,000 円	区分 II ② (左の①~④を記号)				
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所			判定 ☒ 38万円以下かつ年齢70歳未満 ☐ 38万円以下かつ年齢70歳未満 ☐ 38万円超85万円以下 ☐ 85万円超123万円以下					
				① ② ③ ④					

源泉徴収簿			
区 分	金 額	税 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	①	③	円
賞 与 等	④	⑥	円
計	⑦	⑧	円
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	配偶者の合計所得金額 (300,000)	円
社会保険料等	⑩	旧長期損害保険料支払額 (円)	円
申告による社会保険料の控除分	⑪	⑩のうち小規模企業共済等掛金の控除分	円
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円)	円
生命保険料の控除額	⑬	⑪のうち国民年金保険料等の金額 (円)	円
地震保険料の控除額	⑭		円
配偶者(特別)控除額	⑮	380,000	円
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯		円
所得控除額の合計額	⑰		円
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱	(1,000円未満切捨て)	⑲

収入金額等	必要経費等	所得金額
950,000 円		(注) 300,000 円
		①-②
		①-②
		①-②
		①-②
		①-②×1/2又は①-②
		①-②又は①-②×1/2
		300,000

収入金額等	必要経費等	所得金額
1,200万円超		
300,000円		
20,000円		
10,000円		

配偶者控除の額	
配偶者控除の額	380,000 円
配偶者特別控除の額	円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書									
所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 サトウ ジロウ	あなたの住所又は居所 東京都練馬区東大泉 7-31-35	配					
	給与の支払者の法人番号 22334455667788			佐 藤 次 郎					
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町 3-3		あなたの住所又は居所 東京都練馬区東大泉 7-31-35						
◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません。 ◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。									
あなたの本年中の*1 合計所得金額の見積額 6,269,550 円 判定 ☒ 900万円以下(A) ☐ 900万円超950万円以下(B) ☐ 950万円超1,000万円以下(C)				区分 I A (左のA~Cを記号)					
配偶者 控 除 等 申 告 書	(フリガナ) 名 サトウ マサコ	個人番号 1,234,567,890,123	生年月日 昭和45年2月3日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額*2 1,150,000 円	区分 II ④ (左の①~④を記号)				
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所			判定 ☐ 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭和25.1.1以前生) ☐ 38万円以下かつ年齢70歳未満 ☐ 38万円超85万円以下 ☒ 85万円超123万円以下					
				① ② ③ ④					

源泉徴収簿			
区 分	金 額	税 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	①	③	円
賞 与 等	④	⑥	円
計	⑦	⑧	円
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	配偶者の合計所得金額 (1,150,000)	円
社会保険料等	⑩	旧長期損害保険料支払額 (円)	円
申告による社会保険料の控除分	⑪	⑩のうち小規模企業共済等掛金の控除分	円
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円)	円
生命保険料の控除額	⑬	⑪のうち国民年金保険料等の金額 (円)	円
地震保険料の控除額	⑭		円
配偶者(特別)控除額	⑮	110,000	円
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯		円
所得控除額の合計額	⑰		円
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱	(1,000円未満切捨て)	⑲

収入金額等	必要経費等	所得金額
1,900,000 円		(注) 1,150,000 円
		①-②
		①-②
		①-②
		①-②
		①-②×1/2又は①-②
		①-②又は①-②×1/2
		1,150,000

収入金額等	必要経費等	所得金額
1,200万円超		
300,000円		
20,000円		
10,000円		

配偶者控除の額	
配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円
配偶者特別控除の額	110,000 円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。